

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和元年度 第13回定例  
11月20日(水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和元年 11 月 20 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- |   |      |                   |           |           |
|---|------|-------------------|-----------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 令和元年 11 月 20 日（水） | 開会        | 14 時 00 分 |
|   |      |                   | 閉会        | 15 時 00 分 |
| 2 | 会 場  | 教育委員会議室           |           |           |
| 3 | 出席者  | 教 育 長             | 木 苗 直 秀   |           |
|   |      | 委 員               | 木 渡 邊 靖 乃 |           |
|   |      | 委 員               | 藤 井 明 子   |           |
|   |      | 委 員               | 加 藤 百 合 子 |           |
|   |      | 委 員               | 伊 東 幸 宏   |           |

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事（総括担当）
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事

#### 4 その他

(1) 第 29、30、31 号議案は原案通り可決された。

(2) 報告事項 1 は、了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 30 号は、教職員懲戒処分案件のため、第 31 号及び報告事項 1 は議会  
提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。  
全 委 員： 異議なし。  
教 育 長： それでは第 30、31 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。公開案件  
から審議する。

**第 29 号議案 令和 2 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視  
覚障害）高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改  
正する規則**

教 育 長： 第 29 号議案「令和 2 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立  
特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援  
学校学則の一部を改正する規則」について、伊賀特別支援教育課長より  
説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 外国人の入学見込み数というのもしっかり把握しているか。

特別支援教育課長： 枠としては設けていないが、進路相談を全員しているため、その中  
で把握している。

藤 井 委 員： 途中で編入してくることもあると思うが、よほどの大きな数字でない  
限り、柔軟に受け入れられるという事で良いか。

特別支援教育課長： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 29 号議案は原案どおり可決する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

## ＜非＞第 30 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

## ＜非＞第 31 号議案 令和元年 12 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 31 号議案「令和元年 12 月県議会定例会に提出する議案」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 富士山麓山の村は、別枠の特別資金を使って処分をするというような話を聞いたような気がするが。

財 務 課 長： これまでは、10 億全てを一般財源で用意しなければならず、困難であるため、規模を縮小して継続していくという議論があったが、県債を活用してやるということである。

藤 井 委 員： スキーム自体は変わっていないということか。

財 務 課 長： そうである。財源としては当初の予定通りである。

藤 井 委 員： 承知した。もう 1 点、朝霧の指定管理者の際に言及をしたが、公共性がある事業をやっている中で、他に応募が無かったとはいえ、応募が既存の 1 社のみというのは本当に良いのかという懸念がある。社会に対する説明責任が果たせるかどうか疑問である。

財 務 課 長： 包括外部監査を行った際には、人件費が安すぎるのではないかという点と、逆に安い料金しか取っていないため、もう少し取るべきではないかという点の 2 点が指摘された。1 点目については、見直しを行い今回手当したが、2 点目については、すぐには対応できなかったため、今後検討していく形となる。

藤 井 委 員： 複数の業者が、サービスの内容を中心に競り合って決定するというのがあるべき姿なので、1 社しか応募がなかったからということで既存の業者となったのはやはり懸念が残る。

社会教育課長： いただいた御意見については、こちらとしても懸念を持っている。2 年後には三ヶ日の指定管理者の選定もあるため、対応方法について検討を重ねていきたい。

藤 井 委 員： 継続するための費用が高くても、サービス自体はより優れた業者もあると思う。長い目で見ればそちらのほうがより効果的という事もあり得る。

社会教育課長： 業者にヒアリングをした際には、施設の特異性みたいなものもあり、小中学生の利用が多いため、指導が難しい面があるという意見があった。

藤 井 委 員： 施設の使い方についても、同時に提案を受けるべきで、小中学生の利用が多いというのは既成事実であり、ここに拘らず、有効利用ができる業者があれば、そこに対価を払って運営をしていくことは極めて有益であると思う。

社会教育課長： いただいた御意見は参考としていきたい。

教 育 長：他に質疑等はあるか。  
全 委 員：（特になし）  
教 育 長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員：（異議なし）  
教 育 長：第 31 号議案は原案どおり可決する。

#### **<非>報告事項 1 令和 2 年度当初予算部局調整案の概要**

※ 非公表

教 育 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、令和元年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。